

郵便切手及び予納金一覧(令和7年10月1日～)

カテゴリ	申立ての種類	添付郵便切手内訳												郵便切手 合計額	予納金	備 考
		500円	350円	300円	210円	180円	140円	110円	100円	50円	40円	20円	10円			
民事訴訟	通常訴訟	6							16			12	16	5000円	5000円 (※郵送費用を現金・電子 納付する場合、郵便切手で 納付する際は、不要。当事者 が1名増すごとに2000円を 追加)	※左記の基本料金は、当事 者数が2名までの額 当事者が1名増すごとに20 00円分を追加 (内 訳) 500円2枚 100円8枚 2 0円6枚 10円8枚
	控訴提起	8			4			4	2	4		4	4	5800円	5000円 (※郵送費用を現金・電子 納付する場合、郵便切手で 納付する際は、不要。当事者 が1名増すごとに3000円を 追加)	※左記の基本料金は、当事 者数が2名までの額 当事者が1名増すごとに2 630円分を追加 (内 訳) 500円4枚 210円1枚 110円1枚 100円2枚 50円1枚 20円2枚 10円 2枚
民事調停	民事調停								2			5	10	400円		※左記の基本料金は、当事 者数が2名までの額 当事者が1名増すごとに10 0円分を追加 (内 訳) 100円1枚
民事執行	担保不動産競売申立て (本庁に申し立てる場合)							1						110円	申立後連絡	郵便切手110円は予納金 の保管金提出書送付用(交 付可能又は料金受取人払 の返信用封筒添付の場合 は、不要)。 その他郵便切手は不要。必 要に応じて予納金から支出 します。
	強制競売申立て							1						110円	申立後連絡	郵便切手110円は予納金 の保管金提出書送付用(交 付可能又は料金受取人払 の返信用封筒添付の場合 は、不要)。 その他郵便切手は不要。必 要に応じて予納金から支出 します。
	債務名義に基づく債権差押え	4	1			1		12						3850円		※執行費用として計上できる 額は3190円まで (内訳) 債権者への正本送付費用11 0円 債務者への正本送付費用 1 220円 第三債務者への正本送付費 用1290円 陳述書返送費用460円 送達通知費用110円 ※債権者宛ての返信用封筒も 添付要 債務者が1名増すごとの加算 500円2枚、110円2枚(合計 1220円を加算) ※執行費用として1220円ま で加算可 ※債権及びその他の財産権を 目的とする担保権実行・行使 の場合で、債務者と所有者 (共有者)が同一でない場合 は所有者(共有者)を1名とし て計算 第三債務者(送達場所ごとに 1名とする。)が1名増すごと の加算 500円×2枚、350円1枚、18 0円1枚、110円3枚(合計18 60円)を加算 ※執行費用として1750円ま で加算可、第三債務者の人数 分に応じた債権者宛ての返信 用封筒添付要
	養育費等に基づく債権差押え	4	1			1		12						3850円		※執行費用として1750円ま で加算可、第三債務者の人数 分に応じた債権者宛ての返信 用封筒添付要
	財産開示	7						20		2			9	5890円		
	情報取得							1						110円		郵便切手110円は予納金 の保管金提出書送付用(交 付可能又は料金受取人払 の返信用封筒添付の場合 は、不要)。 その他郵便切手は不要。必 要に応じて予納金から支出 します。
	強制執行停止	2						3						1330円		被申立人が1名増すごとに 110円分追加 (内 訳) 110円1枚
保全	債権仮差押	6	1					7						4120円		第三債務者が1名増すごと に1680円分(内訳:(第三 債務者・特別送達料1220 円)(陳述書返送料・裁判 所用(簡易書留)460円) 追加
	不動産仮差押・仮処分(処分禁止)	5	1					5		1		2		3490円		滞納処分庁がある場合、滞 納処分庁1か所につき110 円追加 (内 訳) 110円1枚
	不動産仮処分(占有移転禁止)	4						4						2440円		債務者が1名増すごとに 1220円分追加 (内 訳) 500円2枚 110円2枚

カテゴリ	申立ての種類	添付郵便切手内訳												郵便切手 合計額	手数料	備考
		500円	350円	300円	210円	180円	140円	110円	100円	50円	40円	20円	10円			
保全	保全取下げ(不動産)	1	1					2		1	1			1160円		債務者が1名増すごとに1110円分追加 (内 訳) 110円1枚 滞納処分庁がある場合、滞納処分庁1か所につき110円追加 (内 訳) 110円1枚
	保全取下げ(債権)							1						110円		第三債務者が1名増すごとに110円分追加 (内 訳) 110円1枚
	担保取消	2						3						1330円		権利行使催告要する場合は1220円分追加 (内 訳) 500円2枚、110円2枚
	不動産差押	4						4						2440円		債務者が1名増すごとに1220円分追加 (内 訳) 500円2枚、110円2枚
	自動車引渡仮処分	4						4						2440円		債務者が1名増すごとに1220円分追加 (内 訳) 500円2枚、110円2枚
	仮地位仮処分(要審尋事件)	4						4						2440円		副本は原則、直送 債務者が1名増すごとに1220円分追加 (内 訳) 500円2枚、110円2枚
	仮地位仮処分(取締役執行停止 代行者選任)							5	2			4		830円		副本は原則、直送 債務者が1名増すごとに280円分追加 (内 訳) 100円2枚、20円4枚
	解放金供託による保全執行取消 (不動産)	5	1					5		1	1			3490円		滞納処分庁がある場合、滞納処分庁1か所につき110円追加 (内 訳) 110円1枚
	解放金供託による保全執行取消 (債権)	4						5						2550円		第三債務者が1名増すごとに110円分追加 (内 訳) 110円1枚
	保全異議	4						4						2440円		債務者が1名増すごとに1220円分追加 (内 訳) 500円2枚 110円2枚
保護命令	保護命令	2	1					5		2		2	5	2090円		
労働審判	労働審判							1		3		2	2	320円	3000円 (※郵送費用を現金・電子 納付する場合。郵便切手で 納付する際は、不要)	
抗告提起	抗告提起(相手方がいる事件)	4			5			5		2		2	5	3790円	3000円 (※郵送費用を現金・電子 納付する場合。郵便切手で 納付する際は、不要。当事者 が1名増すごとに2000円を 追加)	※左記の基本料金は、当事 者数が2名までの額 当事者が1名増すごとに14 90円分を追加 (内 訳) 500円2枚 210円1枚 1 10円1枚 50円2枚 20円 2枚 10円3枚
	抗告提起(相手方がいない事 件)	2			1			1		2		2	3	1490円	3000円 (※郵送費用を現金・電子 納付する場合。郵便切手で 納付する際は、不要。当事者 が1名増すごとに2000円を 追加)	※左記の基本料金は、申立 人が1名までの額 申立人が1名増すごとに14 90円分を追加 (内 訳) 500円2枚 210円1枚 1 10円1枚 50円2枚 20円 2枚 10円3枚
	抗告提起(保護命令)	2						12						2320円	2000円 (※郵送費用を現金・電子 納付する場合。郵便切手で 納付する際は、不要。)	

破産手続開始申立てに必要な収入印紙・郵便切手の一覧

カテゴリ	申立属性	手数料(収入印紙)	郵便切手	予納金
同廃	本人申立て	1,500円	110円×(債権者数×2+3)	11,859円 (官報公告費用)
	代理人申立て		110円×債権者数 代理人に郵送する場合 +110円×3	
管財	個人	1,500円	110円×(債権者数+公租公課 庁数+債務者数+郵便回送嘱託 数) 代理人に郵送する場合 +110円×2	申立後連絡
	法人	1,000円	110円×(債権者数+公租公課 庁数+債務者数+郵便嘱託数) 監督官庁1か所につき110円× 2 商業登記嘱託費用110円×4 代理人に郵送する場合 +110円×2	
	債権者申立て	20,000円	管財(個人・法人)と同じ +予備110円×20～30	

再生手続開始申立てに必要な収入印紙・郵便切手等の一覧

カテゴリ	申立属性	手数料(収入印紙)	郵便切手	予納金
個人再生		10000円	代理人申立て 110円×債権者数×2 代理人に郵送する場合 +110円×5 本人申立て 110円×(債権者数×2+5) 1220円1組 (支部事件で旭川の弁護士を 個人再生委員に選任するときは、 更に1220円1組を加算)	13,744円 個人再生委員を選任する場合 +個人再生委員報酬額
通常再生		10000円	110円×20枚のほか申立後連 絡	申立後連絡